

# 令和3年度 天龍村社会福祉協議会事業計画

## ☆ 基本理念

信州最南端に位置した天龍村の福祉を総合的に担う組織として、地域に密着した温もりのあるサービスを実践し、信頼と安全性をより高めるために職員一丸となり福祉事業の推進に貢献する。

## ＜運営方針＞

長野県の最南端に位置する当村は、隣接する愛知・静岡との県境地域との文化交流も古くから続いており、郷土愛に満ち溢れた高齢者が伝統ある文化伝承を村の若者達に継承する中で、温暖な気候と自然豊かな環境下、住み慣れた点在する各地域での暮らしを続けており、村全体の人口減少と少子高齢化は年々加速の一途をたどっております。

高齢者にとって住み良い村として、より効果的な福祉事業の推進を目指し、村当局との連携を強化しながら、福祉の拠点としての責務を果たすべく持続可能な福祉事業運営の推進を図ります。新型コロナウイルス感染症等の予防に努め保健衛生管理を図り、人に優しい、利用者へより良いサービスの提供はもとより、高齢者が助け合いながら安心して希望を持って暮らせる地域づくりに取り組めます。

## ＜令和3年度事業の重点項目＞

### ■ 協働型地域づくり

地域のニーズ、地域の声を反映した協働型地域づくり「日頃からお互いに見守り、助け合う」「できることを、出来る人が、できるときに」の実践を目指し、地域福祉の推進及び拡大を図るように努めます。

### ■ 資格支援制度の活用

資格支援制度を活用し、介護支援専門員及び介護福祉士の資格取得を促進し、もって職員の資質向上、全体のスキルアップを図ります。

#### ■ 介護人材確保の検討

行政と連携を図りながら、介護分野における外国人を含めた人材の確保の推進を図るとともに、県の就業・創業移住支援事業にも参画し、県外からの人材の確保に繋げていきたいと思っております。

#### ■ 行政との連携

各福祉施設が老朽化による修繕等の課題を抱える中、令和3年2月に村が策定した天龍村福祉施設計画に基づき、福祉サービスの安定的運営となるため、村と連携し魅力ある施設づくりを行います。

#### ■ 養護老人ホームの定員の削減実施

令和3年4月1日より養護老人ホームの入所者定員40名でスタート。

#### ■ 感染症予防対策の強化

感染症(特に新型コロナウイルス感染症)の感染予防強化を図り、利用者及び職員の安心安全の確保に努める。

■ 職員のメンタルヘルスについて、情報交換をするなど各部署連携を図り状況の把握に努め、人事の適正化、効果的な人材育成を図る。

## 各拠点の取り組み

### <本部拠点>

#### 法人運営

- ・理事会（年間3回～4回開催予定）
- ・評議員会（年間3回～4回開催予定）
- ・拠点相互連携の強化（月1回以上各所長連絡会議開催）
- ・職員一人ひとりの資質向上、育成（資格取得の推進及び各種研修会への参加）
- ・全職員が協力し合い、効率的な事業運営に努め、組織力、運営の強化を図る。
- ・クリーンなイメージの保持と、多様化していくニーズの把握を図る。
- ・ガバナンスの強化を図る。
- ・宣伝普及
- ・社協だよりを自社で発行（年2回 8月、1月）  
各戸配布で実施。
- ・ホームページの有効活用
  - ・ホームページの内容改善を図り、社協の行事等を随時情報発信します。
  - ・社協だよりの掲載

## 地域支援サービス福祉活動推進事業

### ・家族介護者交流事業

在宅で介護をされている介護者の皆さんに、日ごろの慰労と、介護者相互の交流を深める目的で、介護者の集い交流会を開催し、介護者のリフレッシュを図ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等が懸念され、交流会の開催が難しい場合は代案を検討し、工夫を凝らした安全かつ喜ばれる形で実施する。

### ・ボランティア育成事業

飯伊ブロックボランティア交流研修会への参加推進

村内ボランティアの新たな人材募集

### ・福祉相談事業

県の生活福祉資金貸付事業、まいさぼ(生活困窮者日常生活自立支援事業)の相談、受付の窓口として対応

## 在宅福祉サービス事業

少子高齢化・人口減少を踏まえた福祉ニーズに対応した在宅福祉サービスの充実と公益性・非営利性を遜守した社会福祉本来の事業として役割を担う事業を行う。

### ・外出支援事業

公共交通機関を利用することが困難な地域の高齢者や障がい者に自宅前から診療所まで福祉バスを運行し、通院の送迎を村からの委託により安全に実施します。

(水) 神原地区 (木) 原地区 (金) 上平地区 利用料金 往復200円

なお、介助員が必要な場合は、その都度対応します。

### ・地域協働型サロンの構築

<介護予防につながる参加型地域フリーサロン>

高齢になると、様々な要因に伴い転倒のリスクも増え、孤独から心身の健康を損なうとも言われます。住み慣れた地域で前向きに暮らして頂くためにも、脳の活性化認知症予防にも有効となるよう、笑顔になっていただく場として各地域の「ふれあい会」を開催出来ればと考えます。新型コロナウイルス感染症が終息したら、地域の皆さんと協議しながら個性豊かな長寿社会の地域づくりを目指し、安心安全を確保した上で実施。また、開催が難しい場合は、代案を検討し地域への関りは今後も継続していく予定です。

ア. 向方地区「老人憩いの家、」 “向方ふれあい会” 第4回

イ. 大河内地区「大河内多目的集会施設」 “大河内ふれあい会” 第6回

ウ. 梨畑地区「梨畑集会所」 “梨畑ふれあい会” 第4回

エ. 大久那地区「大久那集会所」 “大久那ふれあい会” 第2回

## ・配食サービス事業

＜宅配弁当＞ （週2回 火・木） 1食 540円

宅配弁当をお配りし、一人暮らしの高齢者の食の確保と安否確認を兼ね実施します。お弁当を渡しながらその方の状態を把握して、必要に応じて村の福祉担当へ繋げていくようにします。さりげなく見守り、いつまでもその人らしく自分の家で暮らしていくことの保持ができるようにサポートします。

＜お達者総菜＞ （月2回 第2・第4 金曜日） 1パック 200円

味の開発研究会へ調理を委託し、季節の野菜を取り入れたおかず（揚げ物・煮物・酢の物・漬物など）を配達ボランティアが家庭へお配りし、高齢者とコミュニケーションを図ることで、孤立防止や自立継続の支援を図ります。また、年末にはケーキなどのプレゼントも用意し、喜ばれる工夫を図り実施します。

## 天龍村ご用聞き(やまびこデリ)事業

村受託の事業として、主に自動車等の移動手段のない世帯を中心に訪問します。安否確認や見守りも兼ねた高齢者宅への訪問や、あらかじめ電話で依頼のあった方へ注文品を販売員（天龍村集落支援員）がご自宅までお届けします。

月曜日 折立・鶯巣・福島・倉ノ平・坂部

火曜日 的瀬・中組・戸口・足瀬・向方・埜山・大河内・梨畑

水曜日 十久保・中井侍・上平

木曜日 平岡駅周辺

金曜日 松島・大久那・見遠・合戸

## 共同住宅管理受託事業

高齢者生活福祉センターの管理運營業務を、村から委託されて行ないます。令和3年3月末現在、8部屋、9名の方が入居されております。住み慣れた自宅を後に、施設とは異なり、個々の自由を最優先した安心と安全の確保が一番の目的で、我が家に近い環境での生活をされております。入浴等、自立の方もありますが、昼間デイサービス利用の方や、訪問ヘルパーにより食事や身の回りの支援サービスを受ける方もいます。日々入居者の現状把握に努め、村住民課と連絡を密に行い、居心地の良い暮らしを継続していただくようサポートします。7月～8月は熱中症予防対策としてのお茶、ゼリーの配布、お彼岸等季節の料理「ぼた餅」など楽しみにしていただき、また、年2回の避難訓練を実施し、災害時に備えると共に、楽しく安心した暮らしが続けられるよう、気配りのある支援を行います。

## 共同募金配分事業

人口の減少に伴い、募金及び県からの配分金が減少する中で、有効性と福祉要素の高い分野への配分を実施し、地域に喜ばれる福祉活動への支援を行います。

## その他の団体事務局

遺族会・老人クラブ連合会・身障協・婦人会  
各種団体の事務局を担当し、団体活動を側面から支援、補佐します。

## 訪問介護事業

利用者の意向や遠方に暮らす家族の希望を反映しながら、個々の介護サービス計画に基づき、最後まで住み慣れた自宅で楽しく暮らし続けられるように、関係機関・ケアマネージャーと連絡を密に行い、日々の生活に必要とされる身の回りの世話、信頼される話し相手・相談相手となり、サポートします。  
訪問介護はまさに「3密そのもの」ですが、新型コロナウイルス感染症の予防に細心の注意を払い、自立の保持・本人の思いを優先したサービスを提供するとともに、今年度から計画や記録等の書類のOA化を推進します。

## 訪問生活支援事業

介護保険に該当しない高齢者への買物・調理・掃除・洗濯などの生活援助を行なう中で、一人暮らしの高齢者の良き理解者となり、ゆるやかな繋がりを築きながら、信頼される身近な存在として、健康保持と孤立防止を図ります。

## 通所介護事業

デイサービスセンター山百合荘では、運営方針である＜親切に・丁寧に・誠実に・安全に＞を遵守し、変わらぬ良質なサービスの提供に努めております。入浴、排泄、食事等の介護や専門家による運動教室の開催、理学療法士による機能訓練指導など実施しております。要介護状態となった場合においても生活機能の維持・向上を目指し、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援させていただいております。又、ご利用者の社会的孤立感の解消、ご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることも目的としております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、営業の縮小や各種行事の中止も余儀なくされた一年となりました。今後、新しい生活様式の定着が推進される中、感染症対策を徹底し、日々の業務にも創意工夫を重ね、ご利用者が安心安全に通所して頂けるよう、職員一同、良質なサービスの提供に努めて参ります。

## 生きがい活動通所介護支援受託事業

介護保険の対象とならない方々も通所介護サービスを受けられる事業です。地域包括支援センターと連携を図り、介護予防を推進するとともに自立した生活が続けられるよう支援いたします。健康体操やレクリエーションなどを行い健康維持に有効なサービスを提供します。元気に自宅で暮らせること、又、在宅福祉の増進を図ることを目的としております。

## 介護支援事業

要支援から要介護になった利用者、その家族の意向を遵守しその人らしく快適に過ごせるようなプランを提供しながら身体の保持はもとより、日々の生活に楽しみを持ち続けていただくように村関係機関、医療機関と連携し、情報の把握、共有に努め個々を丁寧に支援します。

## <特養拠点>

天龍村福祉施設計画策定委員会の答申が提出され、特養についてはいずれ建て替えの時期が来ますが、今後5年程度は、維持修繕に努めての運営とのことです。いずれにしましても、今年度以降建替を視野に入れた話し合いが持たれるかと思っておりますので、村と協力しながら進めていきたいと思っております。

また、運営面については、今年度は介護報酬の改定の年でもあります。国の今後の方針は、自立支援と寝たきり・重度化防止を推進しており、それに見合った成果型報酬とすることにより、介護給付費の抑制に繋げるねらいです。当施設も、できるだけその流れに沿うように取組みを進め、加算の取得を目指すと共に職員の処遇向上に努めて運営します。

人材育成については新型コロナの影響もあり、外部への研修が難しい面もありますが、講師派遣及びWEBでの研修等取り入れながら、介護技術をはじめ職員の資質向上を図るとともに、介護福祉士等の資格取得を積極的に推進します。

## 指定介護老人福祉施設事業

南信州広域連合に於いて一昨年より検討されてきた施設入所の新たな申請方法が決まり、変更点の一つとして必ず入所申請前の施設訪問が必須となりました。但し新型コロナの影響により、来年4月からの運用となりましたが、今年1年を準備期間ととらえ、「天龍荘へ入所したい」と選ばれる施設となるように、職員1人ひとりが専門職という意識をもったサービスの提供に努めてまいります。

昨年度に引き続き新型コロナの影響による新しい生活様式にもとづき、創意工夫をしながら、明るく、楽しく、安らぎのある生活の場となるような介護サービスを提供し、四季折々の行事や季節感のある食事を提供するなど、利用者それぞれの「生活の場」として、心のこもったサービスの提供に努めてまいりたいと思います。

### **短期入所生活介護事業**

新型コロナ渦においても、引き続きご利用者の自宅での暮らしを支援していくため、職員一同親切で丁寧な対応に努め、繰り返し利用いただけるようにサービスを提供します。

運営面については、安定した利用者確保を目指して、村内の居宅支援事業所に限らず、近隣の町村の事業所との連絡を密にして、まずは、稼働率65%を目標にしていきたいと思います。

### **<養護拠点>**

令和3年度においては、定員50名から40名へ削減し、加えて介護保険事業を「外部サービス利用型」から「一般型」に変更して、経営の安定、そして利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上になお一層努めていきます。

「一般型」に変更になるに伴い、当該事業の対象者は12名と限られてしまいますが、介護サービスが必要な他の入所者にも変わりなく質の良いサービスが提供できるよう努めます。また、未だ先の見えない状況の新型コロナウイルスの世界的パンデミックにより、入所者の生活にも大きな影を落としています。外出会等対外的な行事がほとんど中止になる中、おやつの会、寿司会等それに代わる行事を充実させ、入所者のストレスが少しでも和らぐよう、また、明るく楽しい生活が送れるように工夫を凝らし、利用者へのサービスについては低下することなく、利用者それぞれの状態、能力に応じ、希望に沿った日常生活を安心して送ることができる施設となるよう努めます。

### **措置事業**

措置事業では、おおむね65歳以上で、身体の衰えや家庭の事情、経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を対象に、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援します。

### 特定施設入居者生活介護事業

特定施設入居者生活介護事業では、養護老人ホームの入所者で、要介護者・要支援者を対象として行われる、日常生活上の介助、機能訓練、療養上の介護を受けながら、介護保険を摘要し、日常生活が送れるよう支援します。

### 短期入所生活介護受託事業

短期入所生活介護受託事業では、家庭で高齢者の介護をされている方が、冠婚葬祭、病気、事故、介護疲れ等の理由により、一時的に介護できない場合に短期入所してもらい、家族に代わり介護します。また、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるよう、自宅にこもりきりの孤立感の解消や心身機能の維持回復を図り、家族の介護軽減を支援します。

また、天龍村との連携を図り、措置入所できない方等をこの事業で受け入れ、欠員分の空床を埋められるように努めます。